

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 960万円
(前年度 1件 1465万円)

1 保険給付の概要

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」)、65歳以上の被保険者でない求職者等を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成29年3月31日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。以下「就職困難者コース助成金」)等がある。

就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。また、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者等は、支給対象とならないこととなっている。

就職困難者コース助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」)に提出することとなっており、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、就職困難者コース助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

4労働局管内において27年度から令和元年度までの間に支給を受けた5事業主は、既に雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたことしたり、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めたりするなどして申請していた。したがって、これら5事業主に対する就職困難者コース助成金の支給額計1100万円のうち計960万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注) 4労働局 北海道、栃木、埼玉、神奈川各労働局

<事例>

埼玉労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成27年10月に大宮公共職業安定所の紹介を受けて同月に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者Bを支給対象とする就職困難者コース助成金240万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同公共職業安定所の紹介を受ける以前から雇入れが決定しており、事業主Aは既に雇入れが決定している就職困難者Bに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者Bは就職困難者コース助成金の支給対象とならず、就職困難者コース助成金240万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給した 就職困難者コース助成金	左のうち不当と認める 就職困難者コース助成金
			円	円
北海道	2	1	240万	240万
栃木	6	1	240万	240万
埼玉	6	2	500万	420万
神奈川	23	1	120万	60万
計	37	5	1100万	960万